府政防第 910 号－１
令和７年５月 30 日

各省庁防災担当局長　殿

災害対応車両登録制度の運用開始に係る周知及び協力依頼について

内閣府政策統括官（防災担当）

平素より防災施策の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、内閣府では、令和６年１月に発生した能登半島地震での教訓を踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トレーラーハウス等のいわゆる災害対応車両について、平時から登録・データベース化する施策を、本年６月１日より開始することとしました。

本施策の実効性を確保するため、各省庁におかれましては、１．について御承知おきいただくとともに、２．について御協力を賜りたく、よろしくお願い致します。

なお、この連絡については、各省庁関係部局のほか、所管の機関及び法人並びに所管の業界団体にも共有し、周知徹底を図っていただくよう、併せてよろしくお願い致します。

また、各都道府県知事及び災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第２条の２第１項に規定する救助実施市の長宛てには、別途、この連絡と同内容の文書を送付し、周知徹底を図ることとしておりますので、御承知おき願います。

記

１．災害対応車両登録制度について（周知）

（１）背景

令和６年能登半島地震では、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカー等のいわゆる災害対応車両が、温かい食事や快適なトイレの提供等を通じた避難生活環境の改善、被災者に対する良好な居住環境の提供、他の自治体からの応援職員に対する宿泊場所の提供等の観点で有効に活用されました。

一方、これらの災害対応車両について、その所在情報等を行政側で事前に十分に把握できていなかったため、その活用に際しては、関係事業者に、所在情報等に加え、被災自治体への提供可否等を、都度、調査・確認せざるを得ない、といったことがありました。

このため、内閣府では、今後発生する災害時における、より円滑な被災者支援等の実現に向け、令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（中央防災会議 防災対策実行会議 令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）等を踏まえ、災害対応車両等を平時から登録し、その内容をデータベース化しておくなど、被災自治体のニーズに応じて、迅速に提供するための仕組みを構築することとしました。

（参考）令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）
https://www.bousai.go.jp/jishin/noto/taisaku_wg_02/pdf/hokoku.pdf

※P69、105 に関連する記載あり

（２）制度概要

災害対応車両登録制度の概要は、次のとおりです(別添資料も適宜御参照願います。)。

- ○ 災害対応車両（本項において「車両」という。）とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等)、運搬型（コンテナ等）の車両をいう。
- ○ 登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人（発災時に車両の配車調整等を行う法人。本項において「調整法人」という。）のいずれか。
- ○ 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有。
- ○ 被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システム（後述）を参照し、所有者又は調整法人と個別に調整。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- ○ 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、災害救助法に基づき負担（災害救助法の適用災害が前提)。
- ○ 上記制度の骨格は、告示（災害対応車両等登録規程）で規定。

（３）スケジュール等

本登録制度は、本年６月１日より、施行します（同日以降、登録の申請受付を開始)。可能な限り速やかに登録作業を進め、今夏以降に発生する災害から有効活用できるよう、運用していきます。

（４）災害対応車両検索システム（D－TRACE）

本登録制度に係る各種情報提供を行う特設HPを立ち上げましたので、御参照ください。

併せて、この特設HPの中に、登録に係る申請機能、登録車両等に係る検索機能（データベース機能）等を搭載した災害対応車両検索システム（D-TRACE）を立ち上げました。なお、D-TRACEは、発災時における迅速な被災者支援等を実現する制度の趣旨を踏まえ、広く一般には公開せず、国、地方自治体、本制度による登録を受けた者が閲覧できることとしています（各省庁宛てには、後日、D-TRACE閲覧に係るアカウント設定用のURLを送付します。)。

https://pr.d-trace.go.jp（災害対応車両登録制度　特設HP）
https://d-trace.go.jp（災害対応車両検索システム（D－TRACE））

※ D-TRACEとは、災害対応車両検索システムの英語表記（Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine）の頭文字をとったものです
※ D-TRACEの運用マニュアルを整備し、後日、特設HP内にアップします

２．災害対応車両登録制度の運用に係る協力依頼

本登録制度の実効性を確保するため、以下２点について、御協力を賜りたく、よろしくお願い致します。

（１）各省庁が所有する災害対応車両の登録について

各省庁（所管の機関及び法人を含む。以下同じ。）においても、今後の大規模災害に備えるうえで、災害対応車両（トイレカー等）を所有している場合があるかと存じます。発災時には被災自治体に提供し、迅速な被災者支援等を実現する、という本登録制度の趣旨に御賛同いただける場合には、本制度による登録を受けていただきたく、御協力のほどよろしくお願い致します。

詳細は、内閣府防災担当まで、お気軽に御相談ください。

（２）登録促進に向けたインセンティブ措置の実施について

① インセンティブ措置の必要性

今後の大規模災害に備えるうえでは、本制度に基づく登録を受けた災害対応車両を可能な限り多く確保することが重要であり、登録促進に向けたインセンティブ措置を講ずることが有効です。

この点、関係団体等からは、平時の事業拠点を円滑に確保できる環境整備が重要との意見を受けています（例えば、キッチンカーの場合、災害支援を円滑に行うため、事業規模の拡大が重要であり、そのためには、平時の事業拠点を十分に確保することが重要。例えば、国、地方自治体等の公共主体が所有する行政庁舎、公園、公共用地等は有力な事業拠点となり得る、といった意見があります。）。

こうした意見も踏まえ、本制度に基づく登録を受けた災害対応車両は、公共主体が所有する施設に優先的に入構し、事業活動を実施できることとする等のインセンティブ措置の導入を推進したいと考えております。

②インセンティブ措置の実施依頼

キッチンカー、トレーラーハウスなど本制度の登録対象となる災害対応車両は、現在、例えば、（※１）記載の場所において、平時の事業活動を営んでいることが確認されています。

このうち、各省庁や地方自治体の所管に係る公共的な施設においては、本制度の登録対象となる災害対応車両を既に導入し、又は今後導入を予定している場合は、例えば、登録を受けた車両を優先的に活用するなど、（※２）記載の取組事例も参考としたインセンティブ措置を実施いただきたく、御協力方よろしくお願い致します。

なお、全国の公共施設におけるインセンティブ措置の実施状況等を把握するため、今後、必要に応じてフォローアップ調査を実施することも検討しております。併せてよろしくお願い致します（把握した事例は、先述のウェブサイト等で公表する予定）。

（※１）平時における災害対応車両の事業場所（確認できた主なもの）

行政庁舎（合同庁舎、各種事務所、市役所、町村役場等）、河川施設（河川敷等）、公園施設、道路施設（道の駅、SA/PA 等）、住宅団地（公営・UR 住宅等）、港湾施設（みなとオアシス等）、空港施設、学校、各種公共施設（運動施設（総合体育館、運動場、競技場等）、図書館、病院、コミュニティセンター、文化会館、動物園、水族館等）

（※２）内閣府における取組事例

例えば、内閣府では、既に以下の取組を進めています。

■内閣府（中央合同庁舎８号館及び永田町合同庁舎）内のキッチンカー

現在、内閣府（中央合同庁舎８号館及び永田町合同庁舎）では、主として、職員向けの飲食提供の観点から、平日昼間にキッチンカー事業者が入構し、営業していますが、次回の事業者更新時には、本制度による登録を受けた車両の所有者（事業者）が相対的に高く評価されるよう、事業者選定基準を見直す予定です。

■迎賓館赤坂離宮（東京都港区元赤坂）内のキッチンカー

現在、迎賓館赤坂離宮（東京都港区元赤坂）では、主として、来館者向けの飲食提供の観点から、キッチンカー事業者が入構し、営業していますが、次回の事業者更新時には、本制度による登録を受けた車両の所有者（事業者）が相対的に高く評価されるよう、事業者選定基準を見直す予定です。

＜本件担当＞
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
清水・上野・阿部
連絡先：03-3503-9394
メール：naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

以　上